

お願い

常日頃、園児の健康管理につきまして深いご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
 保育園におきましては、感染症の集団発症や流行を出来るだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日を快適に生活できるよう、下記の感染症について登園許可書の提出をお願いします。

感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育園生活が可能な状態となつてからの登園であるようご配慮ください。

	病名	潜伏期間	感染可能期間	登園基準
1	インフルエンザ	1～2日	感染後約10日	解熱した後、3日を経過し元気が良いとき
2	百日咳	6～15日	感染後約3週	特有の咳が消失したとき
3	はしか（麻疹）	10～12日	発疹出現の前後4～5日	発疹に伴う熱が下がった後、3日を経過し元気が良いとき
4	おたふくかぜ （流行性耳下腺炎）	14～24日	明らかな症状を示す7日前からその後9日続く	耳下腺の腫れが消失するまで
5	三日はしか（風疹）	14～21日	発疹出現の前後7日間	発疹が消失するまで
6	水ぼうそう（水疱）	11～20日	水疱発現前2～後6日	すべての発疹が痂皮（かさぶた）になるまで
7	プール熱（咽頭結膜熱）	5～6日	潜伏期後半～発症後約5日間	主要症状がなくなった後、2日を経過してから
8	流行性角結膜炎	1週間以上	発病後約2週間	治癒するまで
9	急性出血性 結膜炎	1～2日	発病後約4日	治癒するまで
10	侵襲性髄膜炎菌感染症 （髄膜炎菌性髄膜炎）		—	医師により感染の恐れが無いと認められるまで
11	腸管出血性大腸菌感染症 （O157/026, /0111等）		—	医師により感染の恐れが無いと認められるまで
12	結核		—	医師により感染の恐れが無いと認められるまで

意見書

鶴嶺フェルマータ保育園 園長宛

園児氏名 _____

病名 _____

年 月 日から

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので登園可能と判断します。

年 月 日

医療機関 _____

医師名 _____ 印